

平成27年12月定例会 第95号

栄町議会だより

発行 栄町議会だより編集委員会

新規条例2件を含め全17議案を可決

議案審議

議案第1号 全員賛成
専決処分を報告し承認を求め
ることに付いて

平成27年度栄町公共下水道
事業特別会計補正予算（第4
号）を定めた専決処分につい
て、承認を求めるものです。

議案第2号 全員賛成
専決処分を報告し承認を求め
ることに付いて

平成27年度栄町公共下水道
事業特別会計補正予算（第5
号）を定めた専決処分につい
て、承認を求めるものです。

議案第3号 全員賛成
栄町行政組織条例の一部を改
正する条例

高齢者に対する地域の包括
的な支援・サービス提供体制
の構築及び子育て支援の一層
の充実を図るため、健康保険
課を健康介護課に、福祉課を
福祉・子ども課にそれぞれ改
めるものです。

議案第1号 全員賛成
栄町議会委員会条例の一部を
改正する条例

栄町行政組織条例の一部を
改正する条例の改正に伴い、
教育民生常任委員会の所管と
なる組織について、前記のと
おり改めるものです。

議案第4号 賛成多数
栄町行政手続における特定の
個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人
情報の提供に関する条例

番号法に基づき、栄町独自
で個人番号を利用する事務及
び栄町の実施機関の間で行う
特定個人情報提供の提供に関し必
要な事項を定めるものです。

議案第5号 賛成多数
栄町職員定数条例及び証人等
に対する実費弁償に関する条
例の一部を改正する条例

農業委員会等に関する法律
の改正により、条例中で引用
する同法の条項が変更される
ことに伴い、規定の整理を行
うものです。

議案第6号 賛成多数
栄町税条例等の一部を改正す
る条例

地方税法等の改正により、
徴収猶予に係る徴収金の分割
納付等の方法、番号法の施行

に伴う規定の整備などが行わ
れたことに伴い、これらと同
様の改正を行うものです。

議案第7号 賛成多数
栄町介護保険条例の一部を改
正する条例

番号法の施行に伴い、介護
保険料の徴収猶予及び減免に
係る申請書の記載事項に個人
番号を加えるものです。

議案第8号 全員賛成
介護予防・日常生活支援総合
事業等の実施の猶予に関する
条例の一部を改正する条例

平成29年4月1日から実施
することとしている介護予
防・日常生活支援総合事業と
認知症総合支援事業につい
て、その実施時期を前倒し
し、平成28年3月1日からと
するものです。

議案第9号 全員賛成
栄町国民健康保険税条例等の
一部を改正する条例

地方税法施行令の改正によ
り、国民健康保険税の課税限
度を法定課税限度額まで引
き上げるとともに、栄町国民
健康保険税条例の一部を改正
する条例について規定の整理
を行うものです。

議案第10号 賛成多数
栄町農業委員会の委員及び農
地利用最適化推進委員の定数
を定める条例

農業協同組合法等の一部を
改正する等の法律による改正
後の農業委員会等に関する法
律により、公選制から市町村
長による任命制へ移行する農
業委員会の委員の定数及び農

業委員会が農地等の利用の最
適化の推進のため委嘱する農
地利用最適化推進委員の定数
及び報酬を定めるものです。

議案第11号 全員賛成
平成27年度栄町一般会計補正
予算（第5号）

歳入歳出それぞれ2億2,
398万2千円を増額し、総
額71億8,533万9千円と
するものです。

増額の主なものは、歳入で
は国庫支出金、県支出金、寄
付金、町債などによるもので
す。歳出では、児童福祉費、
農業費、消防費などによるも
のす。

議案第12号 全員賛成
平成27年度栄町国民健康保険
特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出それぞれ1,
442万6千円を増額し、総
額32億4,352万3千円と
するものです。

増額の主なものは、歳入で
は、前期高齢者交付金、基金
繰入金などによるものです。
歳出では、高額療養費、償還
金及び還付加算金などによる
ものです。

議案第13号 全員賛成
平成27年度栄町後期高齢者医
療特別会計補正予算（第1
号）

歳入歳出それぞれ42万5千
円を増額し、総額1億7,
918万5千円とするもので
す。

増額の内容は、歳入では繰
越金で、平成26年度決算が確
定したことによるものです。

議案第14号 全員賛成
平成27年度栄町介護保険特別
会計補正予算（第2号）

歳入歳出それぞれ
105万6千円を増額し、総
額14億6,915万8千円と
するものです。

増額の主なものは、歳入で
は、地域支援事業交付金など
によるものです。歳出では、
包括的支援事業・任意事業費、
介護予防・生活支援サービス
事業費、償還金などによるも
のす。

議案第15号 全員賛成
平成27年度栄町公共下水道事
業特別会計補正予算（第6
号）

歳入歳出それぞれ1,
053万7千円を増額し、総
額5億7,016万8千円と
するものです。

減額の主なものは、歳入で
は、国庫支出金、下水道事業
債などによるものです。歳出
では、公共下水道事業費など
によるものです。

議案第16号 全員賛成
平成27年度栄町矢口工業団地
拡張事業特別会計補正予算
（第3号）

歳入歳出それぞれ1,
010万円を増額し、総額
6億4,711万7千円とす
るものです。

増額の主なものは、歳入で
は、事業収入、財産売却収入

歳出では、後期高齢者医療広
域連合納付金で、平成26年度
保険料の精算分による保険料
負担金によるものです。

議案第17号 全員賛成
平成27年度栄町一般会計補正
予算（第5号）

歳入歳出それぞれ2億2,
398万2千円を増額し、総
額71億8,533万9千円と
するものです。

増額の主なものは、歳入で
は、国庫支出金、県支出金、寄
付金、町債などによるもので
す。歳出では、児童福祉費、
農業費、消防費などによるも
のす。

議案第18号 全員賛成
平成27年度栄町国民健康保険
特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出それぞれ1,
442万6千円を増額し、総
額32億4,352万3千円と
するものです。

増額の主なものは、歳入で
は、前期高齢者交付金、基金
繰入金などによるものです。
歳出では、高額療養費、償還
金及び還付加算金などによる
ものです。

議案第19号 全員賛成
平成27年度栄町後期高齢者医
療特別会計補正予算（第1
号）

歳入歳出それぞれ42万5千
円を増額し、総額1億7,
918万5千円とするもので
す。

増額の内容は、歳入では繰
越金で、平成26年度決算が確
定したことによるものです。

議案第20号 全員賛成
平成27年度栄町矢口工業団地
拡張事業特別会計補正予算
（第3号）

歳入歳出それぞれ1,
010万円を増額し、総額
6億4,711万7千円とす
るものです。

増額の主なものは、歳入で
は、事業収入、財産売却収入

によるものです。歳出では、工業団地拡張事業費で、排水路地質調査委託、排水路路線測量委託及び、排水路基本設計によるものです。

新たな介護保険制度 対策に関する提言書 を町長に提出

広報さかえの1月号でもお知らせいたしました、11月30日に橋本浩委員長から町長に提出した提言書について、その内容をお知らせいたします。

本委員会は、超高齢社会を迎えた日本では、今後高齢化がますます進展し、医療や介護の需要が増加するため、現在の医療・介護の提供体制では十分な対応ができないことが予想され、地域で高齢者を支えていかなければならない状況となっております。

そして、重い病気や要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められてきています。

そのような中、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、必要な医療及び介護の総合的な確保を推進

するため、平成26年6月に、国の介護保険制度の改正が行われました。

このような状況を背景に、新たな介護保険制度に適切に対応していくことが町民福祉の向上に大変重要であることから、町が適切な制度を確立するよう提言していくことを目的として、3月13日開催の第1回栄町議会定例会本会議において、「新たな介護保険制度対策特別委員会」が議長を除く議員全員12名の委員により設置されました。以来、6回に亘り、研修会や先進地行政視察等を実施し、問題点、課題等を整理しながら現状把握に努め、栄町における地域包括ケアシステムの構築など、どうあるべきかなどについて、活発かつ慎重に議論を重ねてきました。

そして、このたび、その調査結果を取りまとめ、新たな介護保険制度に関する町の対策について提言することとして、11月30日に議長同行のもと正・副委員長において岡田町長に提言書を提出してまいりました。

ここで、提言事項の概略を申し上げます。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業について

- ①介護予防・生活支援サービス事業の利用単価などを早期に示すこと。
- ②一般介護予防事業として、ボランティア等の人材を育成するための研修を実

施するよう努めるべきであること。

- ③栄町地域介護予防活動支援補助金の上限額を引き上げる検討を行うべきであること。

包括的支援事業について

- ①地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療や介護が必要な方の個別ケースの検討を増加させるなど、地域ケア会議の充実を図っていくべきであること。
- ②在宅医療や訪問看護の充実のための環境整備を図っていくべきであること。

- ③在宅医療を充実させるため、後方病院の確保に努めるべきであること。
- ④認知症総合支援事業の実施を図るべきであること。
- ⑤生活支援体制を整備するため、生活支援コーディネーターを設置すべきであること。

総合事業への移行時期について
総合事業への移行時期を平成29年4月から平成27年度中に前倒しすること。

町の組織・人材について

- ①高齢者の健康・介護・医療に総合的に対応できるように組織を再編すること。
- ②地域包括ケアシステム確立のためにこれを総合的にプロデュースする職員を配置すべきであること。
- ③保健や介護などの専門職員の有効活用を努めること。

町の予算について

- ①地域包括ケアシステム構築に対する予算確保に配慮すべきであること。
 - ②同様な事業に関する予算を再精査すべきであること。
- 以上、新たな介護保険制度に関する町の対策にかかる提言事項を14項目に亘り提言させていただきました。当委員会といたしましては、町がこの提言の趣旨を十分踏まえ、対応されることを切望するものであります。

町政のことが知りたい

一般質問

地方創生と総合戦略の状況について

染谷 茂樹

問 地方創生に関してはいろい努力されていると聞いています。それでは、平成26年度から繰越明許した地方創生先行型を含めて、平成27年度における地方創生関連の主な事業の進捗状況はどのようになっているか。

答 地方創生先行型の主な事業の進捗状況は、「一町への転入者を増加させる事業」では、Uターン同居・近居事業、アパート移住者子育て支援事業について、当初見込みを上回る状況にある。次に、「町の子どもを多くする事業」では、婚活事業に47名の参加があり13組のカップルが誕生した。また、子育て相談センタ

ーを8月に、家庭教育アドバイザーを5月に設置し、現在個別相談を実施している。次に、「町の雇用を多くする事業」では、駅前などに2店舗が開業し、今年度さらに1店舗開業予定となっている。次に、「町の経済を活性化させる事業」では、コスプレの館が12月21日にオープンし、第1回少子化克服鍋まつりを12月の西市に合せ開催した。

また、先行型事業に加え、新たに上乗せ交付金事業が採択されたことにより、駅前のイルミネーション、ドラムの里の改修、外国人観光客向けのツアーなどを実施することになっている。

なお、栄町総合戦略を10月に策定し、すでに国に提出している。

栄東中学校跡地利用の進捗状況について

藤村 勉

問 千葉県教育委員会では、平成29年4月「仮称千葉県立栄特別支援学校」の開校に向け、準備を進めているが、開校する特別支援学校の規模、開校までのスケジュール及び校舎等の改修内容の現在の状況と今後の見込みについて。

答 学校規模は、児童生徒数109名で小・中・高等部が設置され、普通教室19、音楽室等の特別教室8、自立活動室やプレイルーム、作業室が設けられるほか、厨房、食堂、多目的トイレ、エレベ

ター、遊具及び体育館に町の記念館を兼ねた地域交流室が整備される。

開校までのスケジュールは、工事関係として平成26年度に基本設計を終了、平成27年度に実施設計、平成28年度に改修工事を実施することになっている。また、富里特別支援学校及び印旛特別支援学校の過密化の緩和を図ることが新設の目的であることから、新たに通学区域は、栄町に加え成田市の下総地区及び大栄地区を除く区域となっている。通学している児童、生徒の保護者対象の説明会を5月に実施したほか、平成28年2月13日に地域住民説明会を予定している。

また、平成28年4月1日に千葉県教育委員会と栄町で賃借契約を締結し、平成28年6月の県議会で学校設置条例改正、校名決定により平成29年4月開校を迎える予定となっている。

国の規制緩和と栄町に与える恩恵について

野田 泰博

問 アベノミクスの目玉的地産物政策・プレミアム商品券販売の売れ残り販売で起きた混乱とは何か。国へ提出した総合戦略の経済効果とは何か。土地利用の規制緩和が栄町の活性化を産むが、国に対しての働きかけの問題点と解決策は何か。

答 プレミアム商品券が町

に与える経済効果については、国では、地方創生の一環として、地域における消費喚起と、直接効果を有する生活支援策に対し、平成26年度補正予算により地域住民生活等緊急支援のための交付金を交付することとした。これを受け当町でも、各市町村と同じように、町内の店舗でのみ使用できるプレミアム商品券発行事業と町独自に多子世帯子育て応援券発行事業を実施した。商品券の発行にあたりアンケート調査を実施しており、新たな消費効果については、商工会の集計結果を待っている。

また、町民全体に行き渡るように引換券を配布したが、引換券をもつて購入するのが面倒、町内で購置したいものがない、転出・施設に入所した、PRがいき届かなかった等の理由が考えられるが、町としてももう少し聞き取りを実施したい。

総合戦略については、10月9日に国に提出し、まだ採択されていないので町に与える経済効果はどの程度になるか不明である。

土地利用の規制緩和策については、地方分権改革に関する提案を地方自治体から提案募集をしており、当町も提案を出しているが認められないものが多い。むしろ、むしろ町にメリットを生じさせるためには、実務面で土地利用の緩和を県に働きかけ、町の

メリットを引き出す事が重要であると考えている。

乳がん・子宮頸がん検診の推進について（検診率向上・推進対策）

菅原 洋之

問 若い世代から、乳がん・子宮頸がん検診について啓発すること、受診率が上がり、早期発見が可能となり、将来的に医療費の軽減にも寄与できると考える。学校教育では、どの様に啓発活動を進めていこうと考えているのか伺う。

答 平成24年6月に閣議決定された、第2期「がん対策推進基本計画」では、「がん教育」の必要性が指摘されていて、「子どもに対して、健康と命の大切さを学び、自らの健康管理、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5年以内に、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中でどのようにするべきかを検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする。」ことが示されている。

一方、すでに町の中学校の保健体育科授業では、生活習慣病や飲酒喫煙の害についての学習の中で、がんにかかるリスクの高さや日本人の死亡原因について学んでいるところである。

街路樹の維持管理について

高萩 初枝

問 地域別には、どのような樹木が何本あり維持管理はどのようにしているのか。落枝対策として、剪定周期の短縮や剪定時期の前倒しについてどのように考えるか。町の役割と地域力について伺う。

答 町内に植えられている街路樹で高木で多いのは、イチヨウ、ケヤキ、トウカエデの順で、その他を含め町全体では約3,700本、47種類の樹木が植えられている。街路樹の剪定や枯木の撤去などの維持管理については、業者委託で実施しており、各地区を分け、概ね5年を目安に実施している。

また、落ち葉対策として、剪定周期や剪定時期の前倒しについて、町としては木々の成長や紅葉の風情を大事にできたところであるが、近隣市町の状況も参考にしながら、周期や時期を考えることとする。

町の役割としては、樹木を適正に剪定して、落ち葉を適切に処理することと考えている。一方、落ち葉の収集も町道においては、町の役割の範疇に入るが、現在のところ住民の方々の温かいご協力をいただき、栄町を愛する地域力に支えられて清掃が実施されていることから、引き続きのご協力をお願いしていきたい。

と考えている。

その地域力の素晴らしさに、ついで、広報に掲載したり、ホームページで紹介したり、報道にPRなどしていきたい。

マイナンバー制度について

金島 秀夫

問 基本的に社会保障・税金・災害対策等に対する公平・公正な事務手続き等行政の効率化・有効活用にはメリットが多くあると思えるが、「個人プライバシーの保護」問題が生じるのではという感が見え隠れしている。また、住民説明が不足しているように思えるが。

答 「インターネット等を介した情報漏えい」については、町は、町の情報システムは、氏名、住所などの基本情報を管理する基幹システムと、インターネットにつながる情報システムは接続していないことから、システム的には問題がないとされている。

また、「職員など実際に情報を取り扱う者による漏えい」については、特定個人情報保護委員会の策定したガイドラインに基づく安全管理措置により、マイナンバーを取り扱う職員を明確化し、それぞれにパスワードとログインIDを与え、さらにアクセス状況を記録し、その履歴を一定期間管理するなど、必要な措置を講じて行く。「個人が

誤ってカードを無くしたり、盗まれたりした場合の情報漏えいについては、ただちに24時間対応のマイナンバーコールセンターに連絡し、利用停止の手続きをすることになる。

町としては、相談窓口として、消費者ホットラインや警察相談窓口などの広報を積極的にやっていきたい。

小・中学校での英語教育について

橋本 浩

問 今年度からオーストラリアへの中学校海外派遣事業が始まった。今後、ますます世界的な視野をもち、社会で活躍できる人材が求められていくと思われる。そこで、今回の中学校海外派遣事業の成果と今後の取組について伺います。

答 今回の成果の第一は、派遣生徒の成長である。英語の授業では、取り組み姿勢が意欲的になり、学校生活全体を通して積極性が出てきた。

また、自分に自信がなくなった。さらに、異文化に触れるとともに、日本の文化を見直すことができ、他者を受け入れる寛容の心を養うことができた。今後、中学校でも、生徒の意欲をさらに伸ばして、活躍の幅を広げていってほしいと考える。

次に、他の生徒や町民の方々の関心が高まったことで

ある。今回、10名の派遣に対して、60名の応募があった。また、栄中学校での帰国報告会でも、報告を聞いた生徒から大きな関心が寄せられた。さらに、小学生の保護者からも来年の海外派遣についての問い合わせがある。今後、高い関心を英語学習や学校生活全般への意欲の向上に向けて、今後、重要な課題として、さらにより多くの生徒が経験できるようにしたいと考えている。

栄町の主要な道路の大型車両規制について

山田 真幸

問 大型車両が通行することで、騒音や振動で困っている方がいる。栄町で許可なく走れる道路はどこで、違反車両の取り締まりはどうか。通行許可車両は住民の方が見て分かるか。特殊舗装のスピードセーブ(抑制)工法はどうか。

答 基本的に栄町管内においては、大型車両は許可なく走行できる道路はない。住民からの苦情や要望については、酒直台の住民の方々から、大型車両の通行により騒音や振動が多く発生し、家屋や日常生活で苦慮しているとのこと。町は大型車両通行禁止の看板を3箇所に設置し、さらに7月には成田警察署に酒直台自治会の方々と一緒に信号機、大型車両の取り締まりや信号機の設置、スピード抑制

等について協議しているところである。

さらに、町はこれまでに、要望箇所においてスピードを出しすぎないように路面のカラー舗装や、前後に注意看板の設置を行い注意を促している。

通行許可車両は住民の方が見てもわかるかどうかについては、国道事務所と千葉県に問い合わせたところ、許可車両のナンバーを公開できないとのこと。住民の方は判別できないところである。提案された特殊舗装のスピードセーブ工法については、道路の振動対策や騒音対策にとつて前向きな提案であることから、担当課長が実施箇所へ直接出向き調査させることとする。

障害者支援法施行3年にあたり、福祉施策の更なる取組について

戸田 栄子

問 国が定める企業の障害者雇用割合は65歳以上になると、障害者が65歳以上になると福祉サービス利用は介護保険制度優先となり、同じメニユーでも自己負担が増えて大変だが、栄町の利用実態はどうか。

答 障害者雇用の対象となる事業者は、町内に4社あると聞いている。町は、雇用奨励金制度を設け、各団体に情報提供を行っている。

障害者福祉サービスを使用している方が65歳に到達した際の介護保険サービスへの移行については、ホームヘルプサービスなどの同種のサービスは、原則介護保険サービスの利用が優先されるものの、介護保険制度に無いサービスや介護保険制度だけでは対応できないサービスについては、引き続き障害者福祉サービスが利用できることとなっている。例をあげると、手話通訳者の派遣などである。また、障害者福祉サービスを利用し、引き続き障害者入所施設に入所ができる。町において65歳になっても介護保険サービスに移行する方もいるが、訴訟など大きな問題となったことはない。

その他の一般質問

○染谷 茂樹
栄町都市計画マスタープランの実現について

○菅原 洋之
地域包括ケアシステムについて

○金島 秀夫
電力自由化に対する栄町の取り組みについて

○橋本 浩
小・中学校の連携教育について

○戸田 栄子
定住・移住促進の事業に含めて循環バスの増便や地域や順路の改善について

※請願書及び陳情書については、2月19日(金)必着で提出くださるようお願いいたします。

編集後記

今年も早いもので一カ月が過ぎました。1月9日に消防出初式が挙行され、消防職・団員の方々による、日々のご活躍。ご尽力に對して精勤・功労章等が授与されました。敬意と感謝の意を表します。私も町執行部と共に町の発展に寄与できればと心新たにしたいと編集担当 菅原 洋之

発行者 栄町議会だより編集委員会
橋本浩(委員長)、菅原洋之(副委員長)
山田真幸、松島一夫、藤村勉、大野徹夫

連絡先 栄町議会事務局
栄町安食台一丁目2番
☎ 33-7715、FAX 95-4274
✉ gikai@town.sakae.chiba.jp

○この議会だよりは、要約を掲載しています。
○ご意見・ご要望をお聞かせください。
3月定例会は、3月1日(火)～11日(金)の予定です。